

## 御嵩町ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、御嵩町ホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割を持つ画像による広告。以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広告を掲載できる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先ホームページの内容の範囲は、御嵩町広告掲載要綱（平成19年訓令甲第 号。以下「要綱」という。）

第3条及び第4条の規定に定めるところによるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60 ピクセル
- (2) 横 160 ピクセル
- (3) 容量 5キロバイト以内
- (4) データ形式 JPEG 又は GIF 形式（アニメーション不可）

2 次の表記は、使用しないこととする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「！」などエラー表示イメージのもの。）
- (3) ラジオボタン（一つをオンにすると他のボタンがオフになるもの。）
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの。）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの。）

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金は、1 枠当たり月額 3,000 円とする。

(広告の掲載位置等)

第6条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページとし、当該トップページ内の掲載位置は、町長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は、8 枠とする。ただし、広告の掲載枠を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに広告の掲載枠を設けることができる。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、1 月単位とし、原則として12 月以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。

3 掲載期間は、維持管理等のため町ホームページの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告の開始日等)

第8条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、町ホームページ及び町広報紙により行うものとする。

2 募集は、広告の掲載枠を新たに設置したとき又は広告の掲載枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第10条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、御嵩町ホームページバナー広告掲載申込書（別記様式第1号）に、次に掲げるものを添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 広告データ
- (2) 町税（法人町民税又は個人町民税及び固定資産税）の2年分の納税証明書
- (3) 事業概要等案内書

2 町長は、前項の申込書の提出があったときは、要綱第7条第1項の御嵩町広告審査委員会の審査を経て、広告の掲載の適否を決定し、御嵩町ホームページバナー広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

3 町長は、申込者が第6条第2項に規定する枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定する。この場合において、同順位のものの中では掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

- (1) 第1順位 町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する法人若しくは団体又は町内の個人事業者
- (2) 第2順位 町内の公共団体又は公共的団体
- (3) 第3順位 町内に本社、支店、営業所、店舗等を有しない法人若しくは団体又は町外の個人事業者
- (4) 第4順位 その他町長が適当と認めるもの  
（広告の掲載料金の納付）

第11条 広告の掲載料金は前納を原則とし、広告掲載を許可された者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに町が発行する納入通知書により、一括して納付しなければならない。

（広告掲載の取下げ）

第12条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとするものは、御嵩町ホームページ広告掲載取下げ申出書（別記様式第3号）により町長に申し出るものとする。

（広告掲載の取消し）

第13条 町長は、広告主のホームページの内容が広告の掲載申込時から変更され、要綱の規定に違反すると判断したとき、又は第三者に被害を与え、若しくは与えると想定できるときは、広告の掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

（広告の掲載料金の返還）

第14条 前2条の規定により広告掲載を取り下げ、又は取り消した場合、広告の掲載料金は、返還しない。ただし、町の都合により広告掲載を中止した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により掲載料金を還付する場合は、掲載を取り消した日の属する月以降の納付済月額を総額を還付するものとする。

（広告主の責任）

第15条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

4 広告の受付にかかる経費は、広告主の負担とする。

（損害賠償請求）

第 16 条 広告の掲載内容により町が損害を被った場合は、町長は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

(免責)

第 17 条 停電、通信回線の事故、天災等不可抗力又は緊急メンテナンスの発生により、広告掲載の全部又は一部を履行できなかった場合、町はその責任を問われないものとする。

(雑則)

第 18 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

別記様式第1号（第10条関係）

御嵩町ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

御嵩町長 様

(申込者)

住 所 :

氏名又は名称 :

㊟

電話番号 :

御嵩町ホームページ広告取扱要領第10条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

バナー用画像	※掲載予定のバナー画像をこの欄に貼り付けてください。	
リンク先アドレス	http://	
掲載申込期間	年 月 日～ 年 月 日 (計 月)	
申込者連絡先 (名刺の添付でも可)	担当部署・氏名	
	電話番号	( )
	E mail	
掲 載 料	円 ( 円× か月)	
添付書類	・ 町税 (法人・個人町民税及び固定資産税) の2年分の納税証明書 ・ 事業概要等案内書	

<注意事項>

- ・ バナー広告の規格は、縦60ピクセル、横160ピクセル、5キロバイト以内でJPEG形式又はGIF形式 (アニメーション不可) としてください。
- ・ 御嵩町ホームページ広告取扱要領第12条又は第13条の規定により広告の掲載を取り下げ又は取り消した場合、広告掲載料金は返還しません。
- ・ 初めての申請時には、申込者 (事業所) の事業概要がわかるよう資料を添付してください。